

鹿屋市議会図書室規程の一部を改正する訓令

鹿屋市議会図書室規程（平成18年鹿屋市議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第18項」を「第100条第19項」に改める。

第2条第1号中「第100条第16項」を「第100条第17項」に改め、同条第2号中「第100条第17項」を「第100条第18項」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。